

Title	新和歌集撰者考：西円法師をめぐって
Sub Title	
Author	小林, 一彦(Kobayashi, Kazuhiko)
Publisher	慶應義塾大学国文学研究室
Publication year	1988
Jtitle	三田國文 No.9 (1988. 6) ,p.31- 44
JaLC DOI	10.14991/002.19880600-0031
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00296083-19880600-0031

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

新和歌集撰者考

——西円法師をめぐって——

はじめに

地方歌壇の嚆矢とも言うべき宇都宮歌壇の、その最大の達成として、新和歌集の存在が指摘されて既に久しい。ところで、新和歌集は、その成立の時期については概略明らかにされてはいるもの⁽¹⁾、撰者や成立事情等の問題に関して、依然不明な点も少なからず存している。同集の撰者が誰であったのか、どの様な経緯を経て成立したのか、今日そのことを雄弁に物語る歴史資料は残念ながら存在しない。しかし、様々な方法を用いて撰者の推定を試みることは、宇都宮歌壇の活動をさらに明らかにする上で肝要であると考える。また、新和歌集が鎌倉期の東国を代表する撰集の一つであることを思う時、その撰者像の解明は、東国文学圏の有様を探る上でも意味があらう。

小稿は、新和歌集を様々な角度から検討・考察し、その内部徴証を手がかりに、撰者を推定することを主たる目的とし、併せて関連する諸問題についても、些かの言及を試みたものである。

1

前稿においては、笠間時期・浄意法師を中心に、新和歌集及び宇都宮歌壇について考察を試みた⁽²⁾。小稿では、彼ら二人に続いて西円法師を取り上げる。西円は、新和歌集への入集歌数一七首（七位、宇都宮氏一族を除いた場合浄意に次いで二位）を数えるほか、同集の巻尾を飾る、巻十の巻軸にその詠歌が配されているなど、新和歌集にとって重要な歌人であったことは確実である。以下、西円法師について論究を加えてみたい。

西円については、管見の及ぶ限り、その出自家系・閥歴等を示す具体的な歴史資料は、現在のところ殆ど無きに等しい。彼は『新後撰集』に一首入集する勅撰歌人であり、『勅撰作者部類』は「西円（法師俗名宇／都宮播磨）」と注記する。これによれば、西円の出家以前の姓は「宇都宮」、名は「播磨」であったということになる。ところが、宇都宮氏の系譜類には西円に該当すると思われる人物は見あたらず、また、他に彼が宇都宮氏の出身であったことを物語る資料も存在しない。『作者部類』の記事は、後述するように、西円

小林一彦

が宇都宮に住し、泰綱・時朝ら宇都宮氏と親しかったこと、その名を幡磨坊といったこと等の理由により、誤って記された可能性も想定される。しかし、これも後で詳しく触れるが、西円は、源親行・後藤基政らと対等に親交を結んでおり、また、鎌倉の鶴岳社十首にも参加出詠するなど（新和歌集二三四）、やはり然るべき一族の出身であった可能性は高いと言えよう。従って、西円の出自に関する問題は、なお今後の検討課題とし、宇都宮氏の一族であったか否かについては、現段階では保留としておきたい。

『沙石集』は、西円について

宇都宮にて連歌有りけるに、

親わかくして子は老いにけり

と云ふ句難句なりけるに、明覚坊、

我宿のそともにもうゑし三年竹

歌人、幡磨坊、感じて落涙しけるといへり。

という話を収めている。ここに「歌人」と記されている点も注意されるが、西円が宇都宮に居住していたことも併せて伝えており、注意を引こう。

さて、勅撰集への入集こそ『新後撰集』の一首を数えるにとどまるものの、西円が東国文学圏において重きをなした人物であったことは、疑い得ない。すなわち、新和歌集（一七首・七位）をはじめ、『東撰和歌六帖』（九首・一四位）、『拾遺風体和歌集』（五首・一七位）³などの東国の諸撰集にも、相当数の入集が確認されるからである。特に『拾遺風体和歌集』において、親行二首、時朝・淨意・基政各一首という状況にありながら、五首の入集は、西行の七首と比べても、注意が向けられてよい。また、時朝の家集によれば、西円

は『楡閑集』・宇都宮打聞と号した『新玉集』の、二つの私撰集の撰者であったことが確認され、詠作面にとどまらず、私撰集の撰者としてもその力量を発揮していたことが窺われる。

西円は、源氏研究の面においても、当時の東国にあって重要な足跡を残している。『異本紫明抄』には西円の説がまともな引用されており、西円の手になる『源氏物語』の注釈書が存在していたことは、ほぼ間違いない。『異本紫明抄』は、第一冊の奥書に「見合伊行定家等抄物并談儀聞書等書寫了」とある如く、当時の『源氏物語』の諸注を集成したものである。『異本紫明抄』の引く西円積は量的にも多く、伊行『源氏積』や定家『奥入』などの先行する注釈書に比べて、より規模の大きい源氏注釈書であったことが窺える。

西円積は、そのすべてが西円独自の注であったとは考えられず、先行注釈書の影響は当然顧慮されて然るべきであろう。しかし、先行注釈書との量的な比較において、西円が新たに加えた注も少なくはないものと思われる。『異本紫明抄』は、先行する複数の注釈書が同様な注文を記している場合、その注釈書名を列挙するという形式を取る。『異本紫明抄』において「西円（積）」としか記されていない注は、西円独自のものであった可能性が高い。例えば定家の『源氏積』に既にあり、西円積にも存する注に対して、定家を押し退けて西円の名のみ記すとは、やはり常識では考えられないと言えよう。従って西円の注釈は、先行する諸注に対して、独自のものを含め量的にもかなりのものであったと思われる。『異本紫明抄』から知られる、注釈にあたって西円が独自に引用したと見られる和漢の典籍のうち、出典を確認し得たものを示すと以下の如くである。

『古今集』『後撰集』『拾遺集』『後拾遺集』『万葉集』『古今六

帖』『人丸集』『赤人集（古今序にも）』『小町集』『業平集』『躬恒集』『貫之集』『頼基集』『朝忠集』『元輔集』『兼盛集』『高光集』『道綱母集』『冷泉院御集』『紫式部集』『和泉式部集』『公任集（引用は道長の歌）』『三代実録』『栄華物語』『伊勢物語』『大和物語』『宇津保物語』『枕草子』『北山抄』『周礼』『史記』『白氏文集』『法華経』

引用書は『白氏文集』『史記』といった外典から、『古今集』をはじめとする勅撰集、さらには私撰集、私家集の類にまで及んでいる。また『北山抄』といった故実書の名も見受けられる。もとより、『異本紫明抄』に西円釈として引かれていることを根拠として、一概にそれら引用書物のすべてを西円自身が披見していたとは断じられないであろう。しかし、その中には、今日現存の先行諸注に見えず、『異本紫明抄』も「西円（釈）」としか記していない引用も存する。そうした注は西円独自のものであると考えられ、引用書は実際に西円が見ていた可能性が強い。源氏研究が盛んに行われた当時においては、後に触れるように、源氏談議などの場でそれぞれの立場から成果が披露され、あるいは論争が行われることも少なくなかったであろう。とすれば、やはり自説の裏付けとなる証拠文献の量と質とが問題となったものと思われる。西円も、手元に相当量の書物を持っていたであろうことは、想像に難くない。彼が手元におき、身近に披見し得た書物は質量ともかなりのものであったと思われる。

さて、『異本紫明抄』中、もっとも注目される記事が次のものである。

……（前略）……鶯のふるすをとへるとつる伏所可詠也、何

必一准、且此事、去建長五年三月廿八日談議之時、西円云開也、教隆予等日間也、両方相論終以不心行。仍相議云、尋問当世和歌之有議、付被返状各為自身簡撮之由可出押（書カ）昼云々。然問、尋中典既相訪沓州、河州李部、東禅門等之処、皆いとつる也云々。仍播公出押書云、此字、文の心と申、地体と申、可為閉之由、喧詞令論申之処、如此御報等者、料簡之瑕瑾和歌之恥辱也、仍自今如此之固論僻案不可出言、廿余年此道之稽古所、一時空成畢、就中於源氏事者、於此御亭雖為先達、為末学顯不覚条、被教負子之謂歎。……仍令進上押書之状如件、建長五年三月廿八日 楡柳宮隱淪釈西円判

この記事については、既に稲賀敬二氏により詳しい御考説が存す⁽⁴⁾。同氏に導かれつつ、おおよその内容を略述すれば、『源氏物語』初音の歌（谷のふるすをとつ「へ」るうぐひす）の解釈をめぐって、「とつる（閉）」か「とへる（問）」か意見が分かれた。西円が「とつる」を主張し、教隆と「予」（『異本紫明抄』撰者）は「とへる」であると反論した。そこで、典既（藤原伊信）を使者にして沓州（後藤基政）・河州李部（源親行）・東禅門（素暹法師）らに意見を求めたところ、返事が全て「とへる」であったため、西円が自説を撤回した、というものである。西円と後藤基政・源親行・素暹法師らとの交流が確認され、注意を要する。彼ら三人が、新和歌集にそれぞれ一二首・一〇首・九首と入集する有力歌人であることも、注意しておく必要がある。そのほか留意すべき点が多いが、特に西円自身が「源氏物語の研究に取り組んで二十余年」「末学の者に教えられるとは負うた子に教えられたも同然である」と言っているのは、看過し得ない記述である。建長五年当時の生存（それもあ

程度の高齢であったと思われる)が確認されるばかりでなく、次の記事と併せて、西円がかなりの自信家であったことも窺知することができるのである。『異本紫明抄』及び『紫明抄』には、「なごころ舎兄親行(于時李部二千石)がいゑに、物申さんといふ人を、とへば、源氏はりま西円となるを、あるじき、つけてすなはち対面するに」とあり、源氏学者として聞こえた親行の家に、自ら何の臆面もなく「源氏幡磨西円」と名乗りして訪れていた西円の姿が確認される。

このほか『河海抄』にも西円の説が散見され、今日、西円を東国の源氏研究の主要なメンバーのひとりとして位置づけることは容易である。

鎌倉時代においても、『源氏物語』を読み解くにあたり、相当な有職故実に関する知識が要求されたものと思われる。まして『源氏物語』の舞台である都から遠く離れた、宮廷生活とは無縁の東国にあつては、その必要性はいやが上にも増大すると言えよう。『異本紫明抄』には、西円積として公任の『北山抄』が引かれており、西円が、故実書を手元において、そうした知識を知り得る位置にいたことが窺える。また、そのことは同時に、西円が有職の知識に明るかつたであろうことを物語るものであると認められよう。源氏学者である一方、勅撰歌人で私撰集の撰者たり得た西円は、歌合や歌会の所作礼法にも通じていたはずである。東国の諸撰集における位置を述べるまでもなく、当時の東国にあつて、西円が第一級の文化人であつたことは、衆目の認めるところであつたものと思われる。

西円法師は、宇都宮に住していた僧侶歌人であり、質量ともにかなりの典籍を手元において、古典研究と作歌活動に勤しんでいたこ

とを事実として確認しておきたい。

2

宇都宮歌壇の諸活動のうち、新和歌集中の歌会・歌合・勅進和歌等の催しについては、既に前稿に述べた通りである。前稿において、歌人の顔ぶれの側から考察を試みた歌合・歌会の類を、見方を換えて、新和歌集への採歌状況、つまり撰歌の資料としての立場から捉え直すという方法は、新和歌集の撰集作業を想定する上で、有効であると思われる。

新和歌集における歌合・歌会・勅進和歌等の催しは、前稿に示した如く、時朝主催によるもの、景綱主催によるものの二つに大別される。時朝主催の中で、もっとも大がかりな催しは稲田姫社十首であり、景綱主催のそれは、景綱百五十番歌合・同五十番歌合である。

稲田姫社十首歌会は、時朝の所領である常陸稲田の地に鎮座する稲田神社において催行された。講師は時朝である。新和歌集より知り得る参加歌人を列挙すれば、時朝をはじめ、泰綱・浄意・西円・証定・時家・朝景・蔭清・光俊・政家ら、十人を数える。新和歌集を代表する地元東国の歌人達が、京から下向の光俊を迎え、常陸稲田の地に一同に会したかの感がある。光俊を招いての大々的な歌会であること、及びその参加歌人の顔ぶれから、同歌会が宇都宮歌壇における最大の催しであつたことは、ほとんど疑いを入れないと言えよう。しかし、宇都宮歌壇にとって甚だ意義深い催しであつたにもかかわらず、同十首からの新和歌集への入集は一六首に過ぎない。この数字は、稲田姫社十首の性格に鑑みて、新和歌集への採歌

が少な過ぎるとは言えまいか。遠来の光俊を招き、新和歌集の主要歌人が顔を揃えた重要な歌会であれば、より多くの入集が自然であろう。少なくとも一六首というような採歌数にとどまることはないように思われるのである。撰者が新和歌集を編む上で、稲田姫社十首に下した撰集資料としての評価は、宇都宮歌壇最大の催しであったにもかかわらず意外に低いものであったと言わざるを得ない。

次に、景綱の主催した百五十番歌合・同五十番歌合について検討を加えたい。この二つの歌合は、その番数から推しても、相当な規模の催しであったことが容易に想像できよう。新和歌集の撰者として、石川速夫氏は景綱を想定されている。景綱説を再吟味する上でも、これら二つの歌合が、どの程度新和歌集の撰集資料として使用されていたかを検討することは、意味があらう。新和歌集への両歌合からの入集歌数は、百五十番歌合が一三首、五十番歌合に至っては僅か四首であった。新和歌集の撰者が景綱であったとすれば、両歌合からの新和歌集への入集は勢い多くなるのが自然であろう。しかし、実際はむしろそうではなく、景綱百五十番歌合・同五十番歌合は、その歌合の規模に比して、新和歌集への入集が少な過ぎると言わざるを得ない。

既に前稿での検討結果からも明らかのように、景綱の主催する歌合・歌会等に参加・出詠している歌人達は、新和歌集に多数入集する歌人達とは、その顔ぶれが異なっており、また、そうした催しからの新和歌集への入集も多いとは言えない。言い換えれば、景綱関係の歌合・歌会等の催しは、新和歌集の撰集資料として、それほど重きをなしていなかった、主たる撰集資料たり得なかった、ということになる。宇都宮宗家の景綱が撰者であったと考えるよりは、

むしろそれ以外の人物に、新和歌集の撰者を求めたほうがより自然ではあるまいか。嘆老・哀傷の歌や、世の無常を詠じた歌を多く収める新和歌集が、年若い景綱の手によって編まれたとは考え難い。新和歌集に四八首選入されている彼の歌のうち、彼の家集『沙弥迦愉集』⁽⁷⁾全六九五首との共通歌は、僅かに四首であることも、景綱撰者説には不都合な点であると言えよう。

新和歌集の撰者によって、もっとも採歌の対象にされた、つまりは中心となった撰集資料は何であったか。このことを考察することは、新和歌集の実質的撰者を想定する上で、極めて重要であると思われる。その歌稿こそが、撰者をもっとも手近に置いて参考とした撰集資料にはかならないからである。

3

前稿において、詞書にその主催者が明記されていないことを理由に考察の対象外とした催しに、宇都宮神宮寺二十首があった。以下、この催しについて、詳しく考察を試みたい。

宇都宮神宮寺とは、代々宇都宮氏がその社務職を相伝する宇都宮明神に、建立された寺院である。当時は本地垂迹思想による神仏混淆が盛んで、その結果、神社の境内などに神宮寺が構築されることは珍しくなかった。頼綱(蓮生)をはじめ、元来は神官であるはずの宇都宮宗家の人々も、篤く仏教に帰依している。

ここで、当時の神宮寺の有り様を、古記録により簡単に辿ってみよう。

『宇都宮弘安式条』は、宇都宮氏及びその家臣団の守るべき諸事項を成文化したもので、武家家法の先駆的存在としても注目されて

いる。冒頭に「私定置条々 弘安六年癸未」とあることにより、その制定は景綱の時代であったことが知られる。同式条全七十箇条の中には、神社・神宮寺に関する条項が二十四箇条の多きにわたって含まれている。そのうち、第二条・第三条は、次のような条文より成る。

一、神宮寺併尾羽寺往生院善峰堂塔庵室等、可加修理事（第二条）

右、伽藍之洪基者、累祖之氏寺也、土木之構、起自父祖之懇志、若有破損之聞者、早速可令修治也、

一、当社学頭・事（第三条）

右、令置衆中之学頭者、為抽向後之聖目也、然者当寺止住之禪侶、稽古拔群之名譽、誠無其陰者、須用其仁也、

第二条では、神宮寺の構築が「父祖の懇志」であるとし、破損の場合の速やかな修理を義務づけている。第一条が宇都宮明神についての修理規定であることを思う時、宇都宮氏の依り処である明神に準じる神宮寺の重要性が容易に看取されよう。続く第三条は、学頭の規定である。内容は、「当寺に止住の禪侶にして、稽古拔群の名譽その陰りなき」人物を選んで、「向後の聖目に抽んでんがため」に学頭を置く、というものである。当時、宇都宮に多数の僧侶が居住していたことが確認できるとともに、神宮寺に止住する僧侶の中から、碩学の人物を選んで学頭とし、僧侶達の取り纏めと指導に当たらせていたことが読み取れ、甚だ興味深い。その他、同式条中には、神宮寺の供僧が心得るべき諸事についての細かい取り決めも多数存在している。

ところで、同時代とはいえ、『弘安式条』は新和歌集の成立に連

れること約二〇年、僅かではあるが後代の史料である。しかし、これら神宮寺の諸規定は、弘安六年において初めて定められたと見るより、「以前からすでに代々にわたって行われていた慣行を、改めて成文化したもの」と考える方が、より自然であると思われる、新和歌集の撰集期においては、既に神宮寺の諸機能は整いつつあったのではないか。後に引く『明月記』寛喜元年（一二一九）の記事は、その時点での神宮寺の存在を物語っている。また、弘安年間に先立ち、宇都宮の地が僧侶の参集の地であったらしいことは、新和歌集中の詠歌等によっても窺知することが可能である。⁽¹⁰⁾

さて、新和歌集とは、宇都宮氏を中心にその関連する詠歌を蒐集した撰集であった。確かに、上位入集歌人や、巻頭巻軸をもって遇される主要歌人の、その殆どは宇都宮氏の一族によって占められていた。しかし、一部の主要歌人を考慮の外に置いて、入集歌数の多寡によらず、その構成歌人のみに着目した時、新和歌集とは、一方で、名も無き僧侶歌人達の歌を幅広く蒐集した撰集である、と言うことができる。新和歌集の歌人全一八六人中、僧侶歌人は六五人を占め、そのうち一首のみの入集が二七人、二首入集が一〇人を数える。新和歌集は、宇都宮氏に關係の深い詠歌を蒐集していた。その宇都宮氏が社務職を相伝する宇都宮明神の傍らには、神宮寺が建立されており、明神同様に重要な寺院として、宇都宮氏により手厚い保護がなされていた。宇都宮は僧侶参集の地であり、多くの僧侶が居住していた。このように考えてくると、宇都宮氏一族の撰集とも言える新和歌集に、歌を採られている多くの僧侶歌人達が、宇都宮神宮寺と無関係であったとは考え難い。

そして、そのような僧侶歌人達の代表とでも言うべき存在が、新

和歌集に一七首の入集を数える西門法師であった。彼は、宗家庶家を問わず、宇都宮氏の人々（泰綱・時朝・時家ら）と、歌席に於て

同席し得るほどの人物であった。親行とも対等に接しており、かなりの地位にいた僧侶ということになる。前稿をも含め、これまで確認してきた種々の点より、稿者は、西門を、宇都宮神宮寺の供僧ではなかったか、と推定する。加えて、そうした社僧達の中でも、かなりの地位にいた人物と考えたい。『弘安式条』第三条には、神宮寺の僧侶のうち碩学の者を学頭とする規定が見られることは、先に述べた。西門の時代から、この「学頭」の制度が行われていたかについては、今日確認するすべを持たない。しかし、西門が『式条』の言う学頭に当たるべき立場の人物であった点は、ほとんど疑いを入れないものと思われる。⁽¹¹⁾

宇都宮氏一族であったか否かについてはおくとして、西門法師⁽¹²⁾は、宇都宮神宮寺に住し、供僧として、その中心的立場にあったものと想像されるのである。

新和歌集には、宇都宮神宮寺に関わる詠歌群として、「宇都宮神宮寺障子歌に」と題する定家・家隆の歌が合わせて五首収められている。宇都宮神宮寺二十首についての具体的な考察に移る前に、同障子歌について簡単に触れておきたい。これについては、『明月記』に次の如き記事が存在する。

——関東入道於本居所作堂障子、書大和国名所（十ヶ所）、予前宮内卿令詠歌、可押色紙形由詠宰相。仍今朝腰折五首書送（葛木山、春、久米磬橋、同、多武峰、同、布留社、夏、初瀬山、同、）。前宮内卿（吉野山、春、二上山、三輪山、夏、龍田山、秋、春日山、同）秀歌多。可恥。行能朝臣可書云々。世以

雖勉忽忽、此三人没後、詠歌右筆誰人乎。

（寛喜元年七月二十九日条）

『明月記』によれば、定家が葛城山以下の題で、家隆が吉野山以下の題でそれぞれ五首ずつ詠作したことが窺われる。この障子歌十首は、宇都宮に送られてくる間に定家と家隆の歌が入れ代わってしまったのか、新和歌集においては、実際の歌と詠作者とが取り違えられて撰入されている。「本居所作堂」とは、言うまでもなく宇都宮神宮寺のことである。既に見てきた如く、景綱の代に制定された『宇都宮弘安式条』第二条には、神宮寺の構築が「父祖の懇志」とあると明記されていた。神宮寺の障子和歌を懇望した頼綱つまり蓮生法師（＝関東入道）は、景綱の祖父に当たる人物である。

石川速夫氏は、宇都宮神宮寺二十首の個々の詠歌と、定家・家隆の宇都宮神宮寺障子歌との間に、影響関係が認められないことを根拠として、同二十首は「定家が障子歌を贈った寛喜元年（一一二九）秋七月以前の歌会ではなかったらうかと想像するのである」とされた。しかし、宇都宮神宮寺二十首には後藤基隆が参加出詠しており、基隆の生年を勘案すれば、寛喜元年以後の催しであると考える方が妥当であると思われる。⁽¹⁵⁾ 正確な催行年次は不明であるが、このほか素違が参加出詠しており、少なくともその没年（弘長三年（一二六三）八月か）⁽¹⁶⁾ 以前の成立であろう。

さて、新和歌集を編む上で、宇都宮神宮寺二十首の果たした撰集資料としての役割は如何なるものであったのか。宇都宮神宮寺二十首からの新和歌集への採歌は、四六首である。この、新和歌集の総歌数八七五首に対する四六首という数は、百分率で示すと全体の約5・3%にあたり、単純に考えれば、実に新和歌集のおよそ一九首

に一首が同二十首の歌ということになる。この数値を、新和歌集の成立を挟むかたちで、相次いで成立した同時期の勅撰集における定数歌の場合と、比較してみたい。『続後撰集』への、宝治百首からの入集は一三七一首中五七首(約4・2%)、『続古今集』への、弘長百首からの採歌は一九一五首中二五首(約1・3%)である。また、時代は下るものの、『新後撰集』と嘉元百首の場合が一六〇七首中五七首(約3・5%)という採歌状況である。これらと比較考した時、新和歌集への宇都宮神宮寺二十首からの採歌は、公的な百首に劣らず、高率であることがわかる。そこに、勅撰集と庶制百首との関係にも擬せられる、新和歌集と宇都宮神宮寺二十首との緊密な関係を読み取ることが可能であろう。さらに言えば、二十首という歌数は、量的には百首の僅か五分の一にしか過ぎない。それにも関わらず、同二十首は新和歌集最大の撰集資料たり得ている。新和歌集を編む上で、撰者は他の何物にもまして、宇都宮神宮寺二十首を、最も主要な撰集資料として使用したということになる。

ところで、当り前のことであるが、当初より勅撰集の撰集資料たべく催行された、公的な庶制百首において、その詠進歌人達はそのまま各勅撰集の主要歌人を網羅している。宇都宮神宮寺二十首の場合はどうであろうか。新和歌集より知られる参加出詠歌人を列挙すれば、以下の通りである。

西円法師(一七・三) 淨忍法師(二二・10)
 平光幹(九・1) 素暹法師(九・5)
 藤原時家(八・4) 権律師謙忠(八・2)
 照因法師(八・1) 藤原朝氏(七・1)
 藤原重頼女(七・1) 高階重氏(六・1)

藤原基隆(五・1) 清原時高(五・1)
 源基氏(四・2) 謙基法師(三・2)
 神行邦(二・2) 平秀政(三・2)
 謙基法師妹(二・2) 藤原清定(二・1)
 丹波国長(二・1) 源憲綱(一・1)
 証蓮法師(一・1) 謙基法師姉(一・1)

* () 内は、漢数字―新和歌集入集歌数・アラビア数字―うち宇都宮神宮寺二十首からの採歌数

在京していたと思われる運生(新和歌集への入集六四首・一位)、既に没していた信生(三四首・六位)の兄弟の出詠がないのは頷ける。しかし、時朝(五一首・二位)、景綱(四七首・三位)、泰綱(四四首・四位)、淨意(三七首・五位)ら、新和歌集に三〇首以上入集をみる上位歌人達のその全てが、例外なく宇都宮神宮寺二十首には参加出詠していない。むしろ同二十首の参加歌人は、そうした上位入集歌人達の次位に位置する、一〇首前後の歌人達であるという事実が読み取れる。新和歌集中の多くの歌会・歌合・勸進和歌等の催しにおいて、主催者もしくは中心的存在であった時朝・淨意が、この宇都宮神宮寺二十首には出詠していない点も留意されよう。また、宇都宮の地で催行されたはずの催しであれば、宗家の泰綱・景綱父子が参加していない点も、不審と言わざるを得ない。

以上、宇都宮神宮寺二十首について、諸点を整理してみると以下のようになる。

(a) 新和歌集を編む上で、第一級の撰集資料である。
 (b) しかし、その参加歌人は、新和歌集の主要な歌人達であるとは言い難く、むしろ中堅歌人達が多い。

(c)「宇都宮神宮寺」という名を冠していながら、宇都宮明神の社務職を相伝する宗家の泰綱・景綱父子は参加していた形跡が認められない。

さて、以上の三点より看取されることとしては、先ず(c)より、宇都宮神宮寺二十首は宇都宮家により執り行われた二十首ではなかった、換言すれば、宇都宮氏一族にとつての、いわば公的な二十首ではなかった、という点である。このことは、(b)の参加歌人に目を転じた時、より一層その感を強くせざるを得ない。次いで、同二十首は、実際に歌会という形で催行されたものかどうか、疑わしい点である。参加歌人の中には、素還法師や藤原(後藤)基隆、淨忍法師など、東国文学圏において無視できない歌人達も存している。下総東荘の素還法師・鎌倉の後藤基隆・鹿島社に關係が深く、その周辺に住していたであろう淨忍法師らが、遠路はるばる宇都宮まで出向き、歌会という形式のもと、宇都宮神宮寺二十首が催行されたとは考え難い。特に、かなりの老齢であったと推定される素還の場合、宇都宮までの遠出は些か疑問視され、さらに、歌会として大々的に催行されたのであれば、泰綱・景綱ら宗家の歌人達が無関係であるはずはなく、(c)に抵触する。とすれば、宇都宮神宮寺二十首とは、宇都宮神宮寺に奉納すべく、何者かにより私的に企画・勸進された定数歌ではなかったか。謙基法師、及び謙基法師姉・同妹というように、謙基の縁者がまとまって二十首を詠じている点も、歌会という場に於ての詠作ではなく、私的な結び付きによる勸進和歌であったことを物語っているように思える。二十首という歌数も、私的な勸進和歌と考える上で不合理ではなく、むしろ適当な規模であると言えよう。

ここで、宇都宮神宮寺二十首の詞書を、稲田姫社十首などその他の催しのそれと比較してみたい。新和歌集において、様々な催しを示す詞書の幾つかを、以下にそのまま掲げてみる。(いずれも初出をもって示す。数字は新和歌集の歌番号)

- ① 右大弁光俊朝臣鶴岳社にて講じ侍ける十首歌中に (五)
- ② 藤原時朝、稲田姫社にて十首歌講じ侍しに、夜梅薫風 (二〇)

③ 宇都宮神宮寺障子歌 (七)

④ 蓮生法師八十賀屏風歌 (九)

⑤ 宇都宮神宮寺廿首歌に (三二)

⑥ 鎌倉右大臣家の御会に、名所時鳥 (一〇六)

⑦ 二条右兵衛督中将と聞えし時、鶴岳社にて五十首歌講じ侍けるに、山路月 (二〇五)

⑧ 藤原時朝館の会に、月を (二三七)

①②⑥⑦⑧は、当該の催しが、参加歌人の参集により、歌会という形式の下に、一所で催行されたものであることを示している。これに対し、③は先述した通り、詠歌の送付による催しであった。④も屏風歌である以上、催行にあたっては、個々の歌人よりの詠歌の提出という形態をとったと考えられる。これら③④の詞書は、①②⑥⑦⑧のそれとは明らかな相違を見せている。撰者は、歌会と詠歌の送付による催しとを明らかに区別していたと言えよう。集中に同じ詞書が何度も登場する際、初出の時と異なり、例えば①の場合「稲田姫社十首歌に」という具合に、二回目以降簡略に記す傾向はみられる。しかし、③④に限っては、初出の時点より終始一貫して先に掲出した形で記されており、それは⑤の宇都宮神宮寺二十首の詞書

にも当てはまる。同二十首が、神宮寺に於て歌会という形で執り行われたとは、やはり考え難いと言わざるを得ない。先に石川氏が不審とされた、宇都宮神宮寺二十首には定家・家隆の障子歌からの影響が認められないという疑問も、勸進和歌であった可能性を想定することで容易に説明がつく。神宮寺に於て歌会が催行されなかった以上、定家・家隆の歌を目にする機会もなかったと考えるべきであり、影響関係がないのは当然と言えよう。このように、詞書の分析によっても、宇都宮神宮寺二十首は、参加歌人による詠歌の送付という形をとった催し、つまりは、勸進和歌であったと考えられるのである。

さて、では宇都宮神宮寺二十首をその中心となり催行したのは、誰であったのか。その人物の条件としては、東国に散在する歌人達と幅広く交流を結んでいることに加え、定数歌の勸進者たるにふさわしい実力を併せ持つ歌人であることがまず第一に挙げられよう。さらに、宇都宮神宮寺の近くに居を構え、かつ同神宮寺に関係の深い人物、ということも重要な条件として押さえておく必要がある。これらの諸条件にかなう人物を、新和歌集の歌人達のなかに求めた時、考えられる人物はただ一人、西円法師を以て外にはあるまい。

宇都宮神宮寺二十首とは、宇都宮明神の神宮寺への奉納を目的として、西円法師により私的に勸進された定数歌であったと推定したい。

4

新和歌集は、『新和歌集目録』末尾に記された識語によれば、藤

原(二条)為氏が宇都宮に下向して撰んだ撰集、ということになる⁽¹⁸⁾。これに対して、石田吉貞氏は「為氏が京都から下って、一々材料まで集めたとは考えられない」とされた。やはり、為氏がわざわざ都より下って、詠歌を蒐集した上に自ら撰集作業を行ったとは思われず、また為氏の宇都宮下向を伝える史料が見出せないことから、史実として疑わしいことなど、稿者も石田氏の御考えに従いたい。

さて、それでは、後の問題として、新和歌集の実質的な撰者は一体誰であったのか。前節において考察した如く、宇都宮神宮寺二十首の主催者(勸進者)は、西円であったと考えられる。同二十首と新和歌集との関係は、極めて密接であり、新和歌集の撰集作業が、同二十首を強く意識してなされていたことは明らかである。とすれば、新和歌集の撰集作業に、西円法師が関わっていた可能性は大きいと言えよう。

これまで、新和歌集の実質的撰者としては、二人の名前が挙げられてきた。即ち、藤原(笠間)時朝、藤原(宇都宮)景綱である。確かに、前稿で申し述べたように、新和歌集に結実する宇都宮歌壇の諸活動において、時朝・淨意の果たした役割は大きい。また、百五十番歌合など景綱の活動も無視し得るものではない。ところで、時朝撰者説・景綱撰者説のどちらの説も、新和歌集を単独撰者による撰集と考えた上での仮説であった。しかし、時朝あるいは景綱をそれぞれ単独で撰者と想定した場合、容易に説明できない矛盾が浮かび上がってくることも、また、事実である。先ず、景綱撰者説についてであるが、前稿はもとより、小稿において略述した二・三の点からも、景綱を単独で撰者と認定するのは、やや蓋然性に乏しい

と言え、慎重にならざるを得ない。残る時朝撰者説については、西円が撰者であった可能性を吟味した後に、改めて検討を加えてみたい。

では、新和歌集が単独撰であったと仮定して、その上で西円を実質的撰者であると想定したとしたり、どうであろうか。小稿において考察してきた諸点を中心に、西円を撰者と想定し得る根拠を（西円を撰者と考えることで納得される点も含めて）、幾つか掲げてみたい。

- (1) 新和歌集の主要歌人である。しかも、入集歌数一七首・七位は、当代勅撰集における撰者の入集順位（『新勅撰集』定家・一一位、『統後撰集』為家・一九位、『統拾遺集』為氏・六位）との比較においても、撰者として、むしろふさわしいものであると言える。
- (2) 新和歌集第一の撰集資料である宇都宮神宮寺二十首の催行者（勸進者）として、必要にしてかつ十分な条件を満たす人物である。
- (3) 東国において編まれた撰集類にも相当数の入集をみていることから、当時より、東国歌壇を代表する歌詠みとして、その実力を認められていた歌人であった。源氏学者としても高名であり、歌人としてまた古典研究者として、撰集を編み得る能力を十分に備えた人物である。
- (4) 実際に複数の私撰集（『楡関集』・『新玉集』）を編んでおり、この点からも新和歌集の撰者であったとして何ら不思議はない。
- (5) 宇都宮に居住する関係から泰綱・景綱ら宗家の歌稿は勿

論、時朝・浄意らとの親交に加えて、鎌倉関係の催し（鶴岳社十首）への参加も確認され、幅広い交友関係から多くの詠歌を集めることができたと思われる。

(6) 『異本紫明抄』の建長五年の源氏談議の記事等によれば、後藤基政・源親行・素暹法師らとも、対等に交友関係を結んでおり、これらの歌人達の歌が、新和歌集に相当数入集していることの説明が容易である。

(7) 新和歌集羈旅部の巻頭歌は、平光幹が京より関東に帰還する折、白川にて詠作した歌が配されている。⁽²⁰⁾ 新和歌集への入集も八首を数える光幹がこのように厚遇されている点も、彼が宇都宮神宮寺二十首の参加者であったことを思えば、西円との結び付きから納得される。

(8) 新和歌集には女房歌人の歌が極端に少なく、僧侶歌人の入集が目につく。このことは撰集作業が行われた場（例えば寺院など）を考える上で重要な示唆を含んでいるように思われる。僧侶歌人達の多くは、宇都宮神宮寺の供僧であった可能性が強く、西円はそのような詠歌を蒐集するに際し、最も適した位置にいた人物であったと思われる。

さて、では時朝撰者説をとった場合であるが、西円撰者説をとった場合に比して、以下のようなやや否定的にならざるを得ない点がある。二・三存する。

第一に、時朝の家集をめぐる問題である。歌題などの配列より、晩年の自撰であると思われる時朝集は、前半に諸撰集に入集した自身の詠歌をそのまま抄出、後半には未入集歌を配すという特異な構成をとる。然るに、その自撰であるはずの家集に、自身の歌を五一

首収める新和歌集の名が見えない。やはり、この点がはっきりと説明できない以上、時朝が新和歌集の撰者であったと考えることには躊躇せざるを得ない。新和歌集は自身の撰になるため、遠慮して家集に名を出さなかった、という考え方も一方に存しようかと思う。それならば、その場合、家集に収めた詠歌と新和歌集中の時朝歌とが殆ど一致して然るべきである。しかし、実際にはそうではなく（新和歌集の五一首中約三分の一にあたる一六首が家集に見えない）、この考えも可能性は薄いと云える。

第二に、時朝と親交のあった歌人達が、その力量に反して、新和歌集への入集が一・二首程度にとどまっている点である。『新勅撰集』以下に六首入集の勅撰歌人・寂身法師は、一時期東国に滞在し、時朝から定数歌を勸進されている。寂身撰になる私撰集『撰玉集』には、時朝の歌が六首入集するなど、時朝と寂身とは、詠歌を通じて親しい交友関係を結んでいた。また、東国歌壇の歌人とされる清定が撰んだ私撰集『拾葉集』に、時朝の歌は五首採られていた。寂身・清定ともに、浄意との贈答歌が確認でき、この二人は、時朝・浄意という、いわば宇都宮歌壇の中核とも言うべき歌人達と親しかった歌人達ということになる。それにも関わらず、新和歌集への入集は、寂身一首、清定二首にしか過ぎない。しかも、いずれも浄意との贈答歌を一首ずつ含むため、浄意との関係がなければ、新和歌集に入集していたかどうかさえ疑わしいというのが実情である。時朝が撰者であれば、寂身・清定ともにより多くの入集が自然であろう。翻って言えば、新和歌集の実質的撰者は、寂身・清定（特に東国に一時期しか留まらなかった寂身）とは、交流関係の希薄だった人物ということになる。この点においても、西円は撰者

としてふさわしいと云える。

第三に、宇都宮神宮寺二十首を、最大の撰集資料とする必然性が考えられない点である。蓮生・信生・泰綱・景綱・浄意ら、新和歌集の主要歌人達が参加せず、しかも自身でさえ不参加の同二十首を、時朝が第一の撰集資料に用いたと考えるのは、やはり不自然であると云わざるを得ない。

このように、時朝を実質的撰者に想定した場合には、容易に説明のできない矛盾や疑問が存在するのに対し、西円の場合、少なくとも現時点では、それが認められない。時朝撰者説との比較においても、西円を新和歌集の撰者に比定することは、蓋然性においてこれを凌駕すると言える。結論として、西円は最も撰者たるにふさわしい人物であり、仮に新和歌集が複数の撰者による集団撰であった場合においても、その撰集作業に最も深く関与した中心人物であったと考えたい。

稿者は、新和歌集の実質的撰者は西円法師であったと考え、ここにひとつの仮説として、新和歌集西円撰者説を提出するものである。

おわりに

さて、ここで想起されるのは新和歌集と『新玉集』⁽²¹⁾との問題である。新和歌集・『新玉集』の両集とも、宇都宮打聞と呼ばれていた形跡があること等により、両集をめぐって様々な仮説が提出されてきた。久曾神昇氏は、『新玉集』と新和歌集とが同一の撰集であるとの前提に立脚し、故に新和歌集（＝『新玉集』）の撰者は当然のことながら西円である、とされた。以後、久曾神氏の御説に異を唱

えるかたちで、両集は全く別の撰集であるとする御論考が諸氏により相次いで公にされ、これまでのごとく別本説が有勢である。

小稿において考察してきた如く、その内部徴証及び外的諸条件により、新和歌集の実質的撰者が西円であった可能性は大きい。もとより、西円撰者説を提出するに当たつての、久曾神氏と稿者との論拠は全く異なつたものである。しかし、新和歌集と『新玉集』とが同じものであるとされた氏の推定は、新和歌集の撰者が西円である可能性が大きくなつた現時点において、もう一度顧慮されて然るべきであらう。所謂「二つの宇都宮打聞」の問題は、視点をかえて再検討する必要が生じてきたと言える。

新和歌集は西円の撰であつた可能性が高いとの私見を提示したいま、新和歌集と『新玉集』との二つの宇都宮打聞についても申し述べたい仮説が存するが、これについてはまた稿を改めたい。

注

- 1 正元元年(一二五九)中の成立か、または正元元年に一応成立、以後弘長元年(一二六〇)までの切替期間を経て成立。
- 2 『宇都宮歌壇の再考察―笠間時朝・浄意法師を中心に―』(『国語と国文学』六五・三 昭六三・三)
- 3 それぞれ祐徳稲荷中川文庫本、松平文庫本(一三〇一七)による。
- 4 『源氏物語の研究―成立と伝流―』(笠間書院 昭四二・九 増補改訂版 昭五八・一〇)
- 5 人物の比定は、稲賀敬二氏(前掲書)・池田利夫氏(『新訂河内本源氏物語成立年譜考―源光行一統年譜を中心に―』日本古典文学会 昭五五・五)の御研究による。
- 6 『新式和歌集』(宇都宮二荒山神社刊 昭五一・一〇) 解説
- 7 福田秀一氏は「永仁元年(一二九三)の勅撰集の企画を契機としてまとめられたものではあるまいか(『私家集大成』景行集「解題」とされている。今日それを否定する積極的な根拠は見あたらない。

8 一、当社修理事

右、於造當者、巡年有限、其外臨時破壞出来者、宜令不日修造也、
縦雖為未社、不可有緩怠之儀、

- 9 『宇都宮市史』第三卷 中世通史編「三一頁。なお、『宇都宮弘安式条』については、同書「明神と宇都宮氏」(石川連夫氏執筆)「宇都宮弘安式条の成立」(菊地卓氏執筆)に負うところ大であった。御学思に深く深謝申し上げる。

10

駿河国うどはまにとしごろすみ侍りけるが、うつ宮にうつり
あてのち、かしくなる人のもとへ申すかはしける 想生法師
いつか又立かへりなむ有度浜のうとく成にしあとの白波
(新和歌集 雑下 八一九)

- また、『吾妻鏡』元久二年八月の記事に「十六日庚午。(略)今日宇都宮弥三郎頼綱於下野国・通俗。蓮生 同出家郎従六十人云々。」とある如く、蓮生を慕つて出家遁世した者は多い。彼らを含め、宇都宮の地には数多くの僧侶達が居住していたものと思われる。

11

西円という名前は、宇都宮氏初代の僧侶、宗円を連想させる。『続群書類従』所収「宇都宮系図」等の語るところによれば、宗円は、前九年の役の際、源義家に従つて東国に下向、下野宇都宮において逆賦調伏の祈禱を行い、その功績によりそのまま同地に住みついたと伝えられる人物である。真偽の程は怪しいものの、この宗円の事は、宇都宮氏と源氏嫡流との強固な結び付きを示すとともに、宇都宮の地を所領とした契機を物語るものとして、同一族にとり、極めて重要なものであつたに違いない。こうした源氏嫡流との関係を伝える話は、源氏の滅亡以後、少なくとも、鎌倉時代のごく初期には出来上がつていたと考へるのが妥当であらう。新和歌集の撰集期には、宇都宮氏の祖にして靈驗あらたか僧侶・宗円の伝説は、その名とともに宇都宮氏一族や神宮寺周辺に集まる僧侶達のあいだで広く知られていたものと考えられる。西円は、その名が宇都宮氏初代の僧侶・宗円と類似している点から、初代の神宮寺学頭であつたかとも思われるが、この点は想像の域を出るものではない。- 12 あるいは、宇都宮明神の社務職を相伝する、いわば神官御家人として特異な立場にあつた宇都宮氏にあつて、社傳連中の柱石となるべく、早くより僧籍に出されたため、系譜類に該當者が見あたらないのかも想像されるが、一族であつたか否かについては、やはり現時点では不明と

言わざるを得ない。

13 家隆の詠み送った歌は、いずれも『壬二集』(1701, 1954, 1985, 2158, 2159)に収められている。(番号は『私家集大成』)

14 『宇都宮市史』第三卷 中世通史編一五三頁

15 基隆の生没年は未詳であるもの、その兄基政(建保二年(一二二四)誕生)の寛喜元年当時の年齢は十六歳である。宇都宮神宮寺二十首が寛喜元年以前の催行とするとき、基隆は僅かに十歳前後ということになり、些か無理がある。

16 素運の没年については、『和歌大辞典』所引の説によった。

17 『和歌大辞典』所引の説によれば、素運は弘長三年(一二六三)、九一歳で没したとされる。宇都宮神宮寺二十首の行われた時期は、どんなに早くとも貞永年間(一二三二)〜(三)よりは上らないものと思われる(前掲注(15)参照)。その当時ですら、素運の年齢は六〇歳に達していることになる。

18 『新和歌集自録』は著者・成立時期ともに未詳。新和歌集の諸本に付される形で伝存し、単独の伝本はない。末尾の識語に「藤原為氏卿下向宇津(都)宮撰之」とある。

19 『国語と国文学』二四—二五 昭二二・二二

大番はてくくたり侍けるに、白河の花の木ずる見すてがたくおぼえければ
平光幹

しら川の木ずるにとまる心裁都をいづる春のあけぼの

21 散佚私撰集。抄出された五十三首が時期集に残存。時期集の注記により撰者は西円であったことが知られる。
(新和歌集 羈旅 四二二)

小稿における所引の本文は、以下の書によった。

勅撰作者部類 Ⅱ 八代集全註 沙石集 Ⅱ 岩波文庫 異本紫明抄 Ⅱ ノートルダム清心女子大学古典叢書 河海抄 Ⅱ 紫明抄 河海抄 (角川書店) 宇都宮弘安式条 Ⅱ 宇都宮市史中世史料編 明月記 Ⅱ 国書刊行会本 新和歌集 Ⅱ 「校本」新和歌集 (芸文研究) 五十号、五十一号 吾妻鏡 Ⅱ 新訂増補国史体系

なお、引用に当たっては、歴史的仮名遣いに改め、私に濁点及び句読点を付した。

〔付記〕 小稿は、慶応義塾大学国文学研究会(昭61・6・28)の口頭発表の一部に、加筆したものである。席上御教示賜った先生方に厚く御礼申し上げる。